

日本学生支援機構奨学金

令和 7 年台風第 15 号等に伴う災害に係る
災害救助法適用地域世帯の学生に対する
給付奨学金（家計急変採用）、緊急・応急（第一種・第二種）奨学金の募集な
らびに返還不要の災害支援金給付について

記

標記の災害（適用地域は以下を参照）で罹災し、家計が急変（支出が著しく増大もしくは収入が減少）した世帯の学生に対して、日本学生支援機構奨学金の給付奨学金（家計急変採用）および第一種・第二種奨学金（緊急・応急採用）の募集がありました。

またあわせて、本災害により、本人や生計維持者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生を対象に、JASSO 支援金（10 万円（返還不要））の募集がありました。

希望学生は、奨学課までメールにてご相談ください(syogakukin@list.waseda.jp)。

○高等学院・本庄高等学院・芸術学校の学生は所属校の事務所にお申し出ください。

○以下の学生は上記奨学金及び支援金の対象となりません。

- ・ 学年延長生または標準修業年限内で卒業できない学生
- ・ 科目等履修生
- ・ 罹災者が本人または生計維持者ではない場合（親族は不可）

○給付奨学金（家計急変採用）は学部学生のみ対象です。原則として災害後 3 カ月以内にご申請ください。＊

○第一種・第二種奨学金（緊急・応急採用）は、原則として災害後 1 年以内にご申請ください。＊

＊申込が卒業直前の場合、推薦できないことがありますので、卒業を 3 カ月以内に控える方については、事前に奨学課までご連絡ください。

【災害救助法の適用地域】（2025 年 9 月 5 日公表）

都道府県	市区町村
静岡県	静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町